

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

審査請求代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 福祉事務所長

審査請求人が令和2年2月4日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）に基づく令和2年1月15日付け保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED] 福祉事務所長が令和2年1月15日付けで請求人に対して行った本件処分を取り消す。

事案の概要

- 令和元年12月18日、審査請求人は処分庁に対して、現住所を[REDACTED]内の知人宅とし、世帯員に審査請求人、審査請求人の二男（以下、「二男」という。）、審査請求人の三男（以下、「三男」という。）の三人を記載し生活保護申請書を提出した。
- 令和元年12月23日、処分庁は扶養能力調査のため、[REDACTED]に居住する審査請求人の父母（以下、「父母」という。）及び審査請求人の長男（以下、「長男」という。）のもとを訪問した。父と話したところ、同日は都合が悪かったため、翌日再訪問することとした。なお、父母及び長男は同一敷地内に居住しており、長男が住んでいる土地及び家屋は審査請求人が保有している。
- 令和元年12月24日、処分庁は扶養能力調査のため、[REDACTED]の父母及び長男のもとを再訪問した。父母及び長男に対し、扶養能力調査の趣旨及び審査請求人の生活困窮の実情を伝えたところ、父母及び長男から二男について、次の証言を得た。
 - 二男は、[REDACTED]の長男宅で生活していて、令和元年12月24日は、クリスマスで三男の近くにいてあげたいという理由で、[REDACTED]の知人宅へ泊まっているが、12月中に外泊するのはこの時が初めてであり、[REDACTED]に泊まるのは稀である。
 - 二男は、[REDACTED]にある高校へ[REDACTED]から通っており、帰宅時間を父母に連絡する。父母宅と長男宅は内部で繋がっていないが、長男及び二男は頻

繁に行き来をしていて、父の部屋で寝ることもある。

- (3) 二男は、母（審査請求人）の知人を怖がっており、[REDACTED]には滞在したがっていない。

父母及び長男に、扶養届書の提出を求めたところ、父からは「二男は月のほとんど一緒に生活」、母からは「二男は一緒に生活している」、長男からは二男は長男と同一世帯員である旨の内容であった。

- 4 令和元年12月26日、審査請求人及び二男が処分庁へ来所したため、処分庁は3人世帯での申請について確認したが、審査請求人は異論はないと主張した。また、審査請求人が間借りしている知人宅を訪問するため、知人から訪問の許可を得るよう依頼した。

- 5 令和2年1月7日、処分庁は、知人宅への訪問の可否を確認するため、審査請求人へ架電したところ、知人は処分庁の訪問を不必要と言っていると回答を得た。処分庁は、保護申請時には居住実態確認のため実地調査が必要であると伝え、対応について所内で検討することとした。

- 6 令和2年1月8日、処分庁は審査請求人に架電し、居住実態確認のため実地調査は必要であると説明した。審査請求人から知人を説得するか、又は処分庁より直接、知人への依頼の電話をすると伝えたところ、審査請求人より改めて知人へ訪問の可否の確認を取ることとなった。同日、再度審査請求人から連絡があり、自宅内を詐索しないことを条件に実地調査することの許可を得た。

- 7 令和2年1月9日、処分庁は居住実態の調査のため知人宅を訪問し、審査請求人と面談した。審査請求人から、知人が使用している寝室には入室しないように要望があったため、審査請求人が使用しているLDK部分の調査を行い、次のことを確認した。

- (1) 審査請求人世帯は、LDKで生活しているが、布団はないため、審査請求人及び三男はこたつ、二男はソファで就寝している。衣服などは知人の寝室のクローゼットを使用している。

- (2) 審査請求人あての郵便物や小学校低学年向けのものと思われる衣類及び玩具などの荷物を確認したが、二男が明らかに居住していると思われる物品は確認できなかった。

- 8 令和2年1月15日、処分庁はケース診断会議を開催し、調査の結果、申請日における二男の居住地は[REDACTED]であり、審査請求人の保護申請における世帯員の申告に虚偽があるものと判断し、保護申請の却下を決定した。

- 9 令和2年1月16日、処分庁の窓口にて審査請求人に対し保護申請却下通知書を手交した。

- 10 令和2年2月4日、審査請求人は、長野県知事に対して本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、以下のとおり主張し、本件処分の取り消しを求めている。

- (1) 本件処分により、審査請求人は、このままでは、憲法25条にいう健康で

文化的な最低限度の生活が保障されない。

- (2) 審査請求人は、これまで生活保護受給のために、処分庁に相談していたが、███████████が██████に居住しているという理由により、██████████における保護申請の話が進まなかった。しかし、居住・移転の自由の権利があり、審査請求人には何らその責に帰すべき事由がないこと、身の危険に加え、██████の実家の両親との不和が生じ、実家から離れざるを得ないうえ、仕事を辞めざるを得なくなつたため、生活が逼迫しており、一日も早く保護を受ける必要があつたことから、令和元年12月18日に代理人同行のうえ、ようやく保護申請が受理されたものである。しかしながら、その後の調査において、父母及び長男が、二男は██████で生活しているという虚偽の事実を述べたことなどから、「虚偽申請（世帯構成）により却下」との通知がなされた。
- (3) 保護申請時に、二男が審査請求人と三男とともに██████の知人宅に間借りしていたことは事実であり、二男は遅くとも令和元年10月中旬頃からは、審査請求人と同居し、同一世帯として生活していることは明らかである。このことは、当事者である二男が陳述書にて述べている。
- (4) 知人宅は、3名で住むには狭く、持ち込める荷物に限りがあることから、二男の荷物の大半が██████にあるからといって、二男が██████に居住していると判断すべきでない。
- (5) 保護申請却下処分は、事実を誤認したものであり、その調査内容にも不足があるところであり、却下理由たる「虚偽申請（世帯構成）」という事実は全くないため、本件処分には理由がなく、違法、不当である。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) 令和元年12月24日に██████の実家へ扶養能力実地調査を行ったところ、父母及び長男から、次のことを確認した。
- ア 二男は審査請求人名義の家屋にて長男と生活している。二男は令和元年12月24日は██████に滞在しており、12月中に██████以外に外泊するのは、この時が初めてである。
- イ また、長男及び二男は同一敷地内の審査請求人の父母宅を頻繁に行き来している。
- ウ 二男は、審査請求人が間借りしている██████の知人を怖がっており、知人宅には滞在したがっていない。
- 上記を踏まえ、扶養届書の提出を求めたところ、審査請求人の父母からは、二男は一緒に生活している旨の届け出があり、長男からは、二男は同一世帯であるとの届け出があった。
- (2) 令和2年1月9日、処分庁は審査請求人が間借りする██████の知人宅を訪問し、知人が使用している寝室には入室しないよう要望があつたため、審査請求人が占有しているLDK部分の調査を行つた結果、審査請求人及び三男が居住していると思われる状態であつたが、二男が明らかに居住していると思われる物品等は確認できなかつた。
- (3) 上記の調査結果を踏まえ、令和2年1月15日にケース診断会議にて、保護申請日における審査請求人の二男の居住地は██████であり、保護申請

における世帯員の申告に虚偽があるものと判断し、本件保護申請の却下を決定した。

よって、本件処分は法第4条及び第28条に基づき、適正に調査し、行われたものであるため、違法不当の点は無く、本件審査請求については、棄却されるべきである。

3 弁明書に対する反論書の内容（審査請求人の主張）

審査請求人は、反論書にて概ね次のとおり主張している。

(1) 扶養能力実地調査について

母は、弁明書に書いてあることは言っておらず、「[REDACTED]には土日くらいしか帰ってこない。」と話したと聞き取った。また、審査請求人と長男の関係は悪化しているため、長男は二男が審査請求人と生活することについて好ましく思っていない経過から、長男は、処分庁の調査に対し、二男も[REDACTED]に住んでいると言い出し、審査請求人の母は事実を話すことができなかった。二男は知人を怖がっておらず、「一緒に暮らしたくない」と長男に話したことではない。このとおり、[REDACTED]の実家への扶養能力調査では虚偽の事実の申告があった。

(2) 令和2年1月9日の訪問調査について

洗面台には、審査請求人、二男、三男の歯ブラシがあったが、調査員は居間のみ調査し、洗面台は調査しなかった。当日は二男のズボンを干していて、二男の靴が玄関にあったが、調査員から指摘がなかったため、積極的に示さなかった。

調査員は積極的に尋ねるなどして、調査すべきである。また、寝室は知人が使用しているスペースであったため、審査請求人の判断で見せることができなかった。

(3) その他

二男は、[REDACTED]でアルバイトしており、学校から住所地に帰る途中の場所でアルバイトしていることは、[REDACTED]に住んでいないことを示す。

4 反論書に対する再弁明書の内容（処分庁の主張）

(1) 扶養能力実地調査について

扶養能力実地調査の際、審査請求人の父母及び長男は全員が自発的かつ自由に発言しており、長男が強制又は抑制する場面はなかった。また、母が「[REDACTED]には土日くらいしか帰ってこない。」と話すこともなかった。

令和元年12月23日に[REDACTED]の実家へ、訪問の約束をせず訪れた際、父から二男は[REDACTED]で生活している旨の発言があった。扶養能力調査を実施することを事前に知り得ず、父が長男の指示により二男の生活実態について虚偽の申告をしたとは考えられない。

また、提出された扶養届書は調査員の面前で、それまでの聞き取り内容に即し作成されたものであり、内容の真実性を疑う理由がないため、申請却下処分の根拠として正当な資料である。

(2) 令和2年1月9日の訪問について

居住スペースの関係とはいえ、大半の荷物を[REDACTED]に置いたまま[REDACTED]で生活、通学、アルバイトしているという主張は合理性がない。

また、処分庁の調査員が立ち入ることに知人が否定的であったため、自宅を詮索しないという条件付きの調査であった。当日も寝室への立ち入りを打診したが拒否されたため、必要最低限の状況確認に留めた。よって、積極的に質問しなかったとして調査が不十分であるという指摘は妥当ではない。また、寝室に二男の荷物があったとすれば、訪問時に確認できるよう部屋の外に出しておく等は審査請求人の責任においてすべきことである。

(3) その他

二男のアルバイトについての内容は、令和2年3月2日時点の状況について述べているものであり、本件処分とは関係がない

また、令和2年3月5日の面談の際に、二男から部活の大会がない日にはアルバイト後に [REDACTED] に滞在するとの発言があり、[REDACTED] 内に就業地があることは、二男が [REDACTED] に住んでいないことを示す事情とは認められない。

審査請求人及び二男の申告によれば、通学には定期券を使用しておらず、[REDACTED] から [REDACTED] まで毎回切符を購入しているとのことで、その理由は [REDACTED] による転居の可能性があるためとのことであった。しかし、審査請求人による令和2年2月25日付けの保護申請を受け、令和2年3月10日に [REDACTED] の父母及び長男に扶養能力調査を行ったところ、二男の通学用定期として令和2年2月10日頃に [REDACTED] から [REDACTED] までの代金を援助したとの供述があった。令和2年3月13日に [REDACTED] の駅員に聴取したところ、二男は令和元年10月11日に [REDACTED] から [REDACTED] までの通学定期券を購入し、その後1か月毎購入し続け、直近では令和2年3月19日まで有効な定期券を購入していることが判明した。二男は保護申請時以降も [REDACTED] から通学する意思があったことは明白であり、生活実態は [REDACTED] にあったと考えるのが当然である。

審査請求人は、令和2年2月25日付けで再度保護申請を行っているが、本件審査請求を提起し、審査庁にて審査している最中であり、世帯構成に変化がないはずであるのに、「今回は2人世帯として申請することはできるのか」と整合性に欠ける質問をしたり、定期券の購入歴について虚偽の申告をしており、審査請求人の申告の信憑性を疑う相当程度の事情があると考える。

5 再弁明書に対する再反論書の内容

(1) 扶養能力実地調査について

扶養能力調査が行われることは、審査請求人は保護申請時に処分庁から指摘を受けていたため、二男を通じて調査が行われることを実家は事前に知り得たのであるから、長男が父母に圧力をかけることは十分考え得る。また、実家と審査請求人の言い分が異なれば、更なる調査がなされるべきであり、調査義務懈怠である。

(2) 令和2年1月8日の訪問について

調査員がどのような目的で寝室の調査を打診しているかを具体的に説明すれば、審査請求人においても知人とかけあってみるとことや、代替箇所となりうる部分を見せる対応をすることは可能であった。

(3) その他

父母が定期代を援助し、二男が通学定期を購入していた事実を審査請求人は全く知らなかった。この事実を受け、審査請求人が二男と話したところ、

父母が [] に来てほしいため援助したと理解している。[] で家族仲が悪化してしまった中で、二男が実家との唯一の接点となっていることから、二男は審査請求人にこの件を話すことができなかった。

令和2年2月25日付けで再度保護申請した際、審査請求人が2人世帯で申請することができるか問うた事実はある。これは、初回の申請時も含め、最初に2人世帯で申請して、後に3人にすることが可能であると処分庁の担当者から説明を受けたこと、予想外に世帯構成について虚偽を述べたとの理由で保護申請が却下となつたこと等を受け、生活に逼迫した審査請求人が、速やかに申請を認めてもらうために、悩んで口にした言葉である。その際に、処分庁の担当者は、事実を記載するように述べたため、3人世帯で申請したのであるが、この経過を無視して、「2人世帯として申請することができるのか」と話した部分のみ抜き出して、審査請求人に対して不利益に扱うことは不合理である。むしろ、この経過は、審査請求人の生活が逼迫しており、生活保護を受けざるを得ない状況にあることの証左である。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第7条には、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と規定されている。
- (2) 法第24条1項には、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。
一 要保護者の氏名及び住所又は居所
二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
三 保護を受けようとする理由
四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項」と規定されている。
- (3) 法第24条第3項には、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と規定されている。
- (4) 法第24条第4項は「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と規定されている。
- (5) 法第24条第5項には、「第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」と規定されている。
- (6) 法第28条第1項には、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次講及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及

び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために厚生労働省令に定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と規定されている。

- (7) 法第 28 条第 2 項には、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの人であつた者に対して、報告を求めることができる。」と規定されている。
- (8) 法第 28 条第 5 項には、「保護の実施機関は、要保護者が第 1 項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止することができる。」と規定されている。
- (9) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 2 には、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められているが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と規定されている。
- (10) 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第 2 (1) には、居住地の認定として、「居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護でいう居住地とは、生活保護は最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住の事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。」と規定されている。

2 本件処分の違法性及び不当性の有無について

(1) 通知までの手続きについて

審査請求人は、上記理由の 1 (1) 及び (2) に基づき、令和元年 12 月 18 日に世帯員として審査請求人、二男、三男の 3 名を記載し、保護申請を行った。処分庁はこれを受理し、上記理由の 1 (6) 及び (7) に基づき、審査請求人の父母及び長男の扶養能力調査を令和元年 12 月 24 日に行い、審査請求人が間借りする知人宅への訪問調査を令和 2 年 1 月 9 日に行った。これらの調査内容を踏まえて、処分庁は令和 2 年 1 月 15 日にケース診断会議を開催し、申請却下を決定し、同日付で、上記理由の 1 (3)、(4) 及び (5) に基づき、審査請求人に対して、却下の理由を「虚偽申請（世帯構成）により却下します」とし、通知が申請後 14 日を経過した理由を「資産・収入調

査、居住実態の確認に時間を要したため」として通知した。これら保護申請から通知までの一連の事務手続きについては、法令のとおり行われており、違法又は不当な点はない。

(2) 処分の内容について

ア 上記理由の1(9)及び(10)によると、生活保護における居住地とは、生計の本拠となっていて、居住の事実の継続性・期待性がある場所のことである。

本件審査請求においては、保護申請当時、二男の居住地がどちらであったかが争点となる。

この点、審査請求人は、二男は平日は[]で生活をし、土日は[]に宿泊することもあると主張している。

一方、処分庁は、父母及び長男から、二男は[]の長男宅で生活している旨の聞き取り及び扶養届書を受領していること、また、令和2年1月9日に行った審査請求人が間借りする知人宅の訪問調査により、審査請求人及び三男が住んでいると思われる荷物が確認できたが、二男の荷物が確認できなかったことにより、二男は[]には居住していないと判断している。

審査請求人は、処分庁の調査結果に対して、父母は扶養能力調査で処分庁が主張しているようなことを言っておらず、「[]には土日くらいしか帰ってこない」と言ったと聞いていること、また、二男の荷物の大半は、知人宅の居住スペースが狭いため、[]に置いたままになっていることを主張している。

本審査において、審理員は行政不服審査法第34条の規定により、令和元年12月24日時点において二男はどこで生活をし、生活費は誰が負担していたか、父母及び長男に事実の陳述を求めたが、審査関係人両者の主張の裏付けとなる明確な陳述は得られなかった。

また、審査関係人両者は相反する意見を主張しており、提出された挙証資料から、[]と[]のどちらに二男の生計の本拠及び居住の事実があったかを確定的に判断することができない。

よって、審査請求人の主張である保護申請当時に二男は[]に居住していたことを認定することはできない。

イ 次に、却下の理由である世帯構成の虚偽申請の有無について検討したところ、上記アのとおり、二男の居住地がどちらであったかを明確に認定することはできないが、審査請求人としては、[]と[]を往来している状態の二男について、世帯員として数えることが可能であると判断して3人世帯として申請した可能性もあり、敢えて虚偽申請を行ったものであるとまでは判断できない。

一方、審査請求人と三男の2人が[]の知人宅を居住地としていたことに争いはない。

よって、処分庁は、本件保護申請につき、虚偽申請であることを理由として却下すべきではなく、2人世帯として要否を判定し、決定すべきであったと考える。

以上のとおり、本件処分に対する審査請求は理由があるので、行政不服審査

法第46条第1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

令和2年6月10日

審査庁 長野県知事 阿部 守一

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）、裁決の取消しの訴え提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に [] を被告として（訴訟において [] を代表する者は [] 長となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記は謄本です。

令和2年6月10日

長野県知事 阿部 守一

（明治三十一年）

（明治三十一年）